事業者の皆様へ

産業廃棄物の保管場所の届出の手引き

令和4年7月

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

1 はじめに

排出事業者は、**「産業廃棄物の生じた場所(事業場)以外の場所」**で当該産業廃棄物を保管する際には、次の法令により、**事前の届出**が必要です。

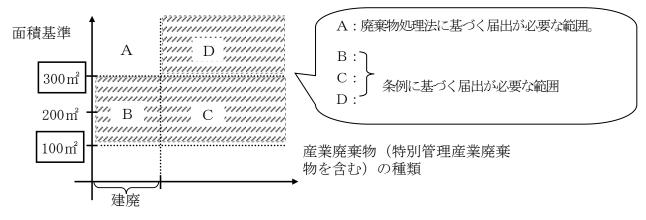
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第 12 条第 3 項及び 第 12 条の 2 第 3 項
- ・神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例(以下「条例」という。)第10条

なお、非常災害のための保管については、事後の届出が認められています。

(※ 違反した場合には、それぞれの法令に基づく罰則が科されます)

2 届出対象となる保管

廃棄物処理法と条例とでは、届出の対象となる条件が下図のように異なります。



(1) 廃棄物処理法の届出対象となる保管について(上図Aのエリア)

建設工事に伴って生じた産業廃棄物を300㎡以上の保管用地に保管する場合。

(2)条例の届出対象となる保管について(上図B、C及びDのエリア)

産業廃棄物を100㎡以上の保管用地に保管する場合(※ただし、上図Aのエリアを除く)

(参考)

○ 「建設工事」の概念について

土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念です。

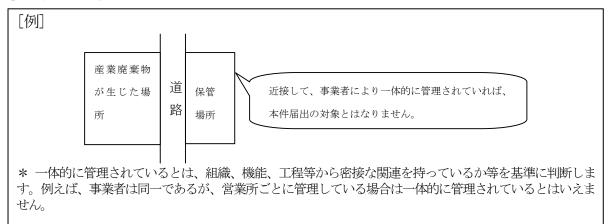
○ 「保管用地」の面積の考え方について

囲いやコンテナ等により、他の用地と明確に区分された区域で計算します。明確に特定できない場合は、保管に供する場所を含む一体の事業場の敷地のうち、住居・事務所等の建物の面積を除いた区域で計算します。

Ι

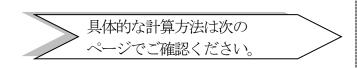
2 「産業廃棄物の生じた場所(事業場)」の考え方について

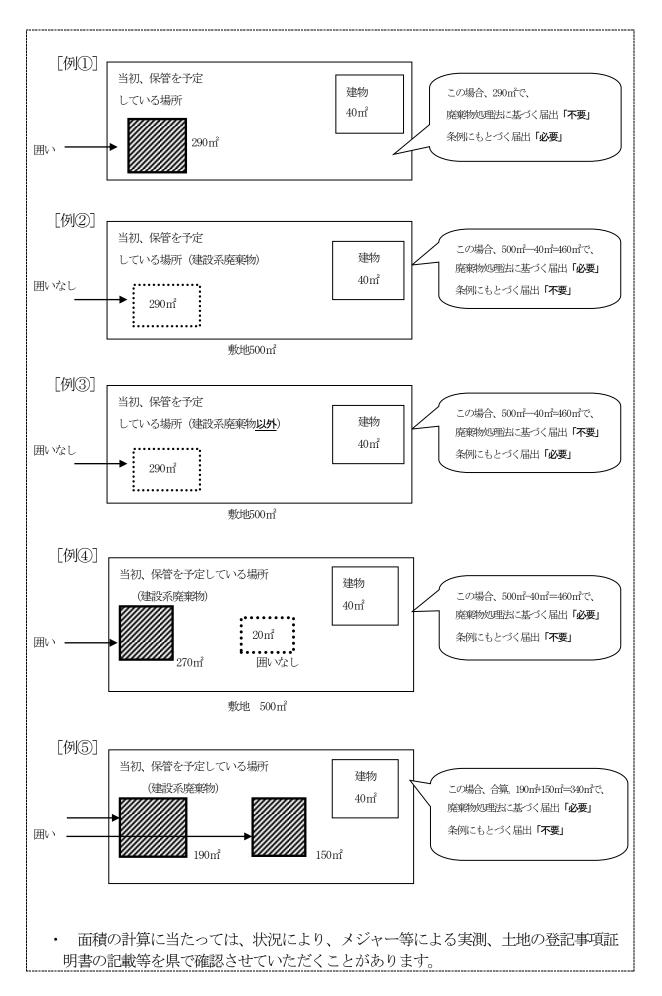
原則として、産業廃棄物が発生した事業場の敷地をいいます。また、恒久的な事業場(産業廃棄物の発生元)の近接敷地で、発生元を容易に特定できる場所については、「産業廃棄物の生じた場所」に含みます。



3 届出の要否を判断する面積の考え方について

- 「100m²」「300m²」の考え方
 - ・ 囲いやコンテナ等により他の用地と明確に区分された保管用地の区域を計算します。なお、保管用地が明確に特定できない場合は、保管に供する場所を含む一体の事業場の敷地のうち、建物の面積を除いた場所の面積となります。
 - * 「囲い」とは、廃棄物処理法では、保管を行う場合は、周囲に囲いを設けること、特に保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるものに限ると規定されており、ロープや白線を引いただけでは、区域の明示に過ぎず、囲いとみなすことはできません。なお、具体的な囲いの構造は、前記の主旨を踏まえ、具体的な保管用地の地形や保管の形態等に応じて判断します。
 - * 「建物」とは、屋根及び柱若しくは壁を有する住居、事務所等をいいます。
 - * 事業場の敷地面積は、原則として土地の登記事項証明書による面積とします。これによることができない場合、例えば契約により、土地の一部を使用している場合などは、使用権原のある面積とし、使用権原を証する書類による面積とします。建物の面積は床面積とします。
 - ・ 同一の事業場に複数の保管用地がある場合は、合算して計算します。 敷地が道路等により分断されている場合は、事業場が近接し(容易に同じ事業場と 特定できる範囲)、かつ、一体的に管理されていれば合算して計算します。





4 届出の対象外となる保管

次の場合は、届出の必要がありません。

- ・ 保管用地の面積が100㎡未満の場合
- ・ 廃棄物処理法の許可を受けた施設、収集運搬(積替・保管含む。) 又は産業廃棄物・特別 管理産業廃棄物処分業の許可に当たって申請した保管場所での保管、二以上の事業者(親子 会社) に係る認定に当たって申請した保管場所での保管
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出を行った保管

5 届け出る時期

実際に保管行為を始める前に、「あらかじめ」届け出てください。

非常災害のために必要な応急措置として保管を行ったときは、保管をした日から起算して「14日以内」に届け出てください。

(※ 保管場所として使用する期間を問わず (1日でも) 届け出てください。)

6 届出に必要な書類

(1) 届出書

- 同一の事業場以外に複数の保管用地がある場合は、保管用地ごとに届け出てください。
- ・提出部数は1部です。控えが必要な場合はコピーをご用意ください。

なお、廃棄物処理法に基づく届出書は6ページから9ページの記載例、条例に基づく届出書は、10ページから13ページの記載例を参考に記入してください。

(2) 添付書類

- ① 保管用地の登記事項証明書
 - ・届出日より3か月以内に発行されたもの
- ② 保管用地の土地の賃貸借契約書その他の使用権原を証する書類の写し
 - ・保管用地が届出者の所有する土地でない場合に必要です。
- ③ 保管用地の位置図
 - •1,500分の1~3,000分の1程度の住宅地図等で、保管用地の位置が分かるようにしてください。
- ④ 産業廃棄物を保管しようとする事業場の施設の配置図
 - ・記載例を参考に作成してください。

なお、必要に応じて、建物の面積が分かる書類など、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

7 提出先

保管用地の所在地を所管する地域県政総合センターに届け出てください。

なお、保管用地の所在地が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の場合は、各市役所に届け出てください。(※ なお、横浜市、川崎市、相模原市については条例の適用除外となります)

所管区域	地域県政総合センター名及び連絡先
鎌倉市、逗子市、三浦市、	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課
葉山町	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19(県横須賀合同庁舎)
	Tel (046)823-0210 (代表) FAX (046)824-2459
厚木市、大和市、海老名市、	県央地域県政総合センター 環境部環境調整課
座間市、綾瀬市、愛川町、	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 (県厚木合同庁舎)
清川村	Tel (046)224-1111 (代表) FAX (046)225-5218
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、	湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課
秦野市、伊勢原市、寒川町、	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (県平塚合同庁舎)
大磯町、二宮町	Tel (0463)22-2711 (代表) FAX (0463)24-3608
小田原市、南足柄市、中井町、	県西地域県政総合センター 環境部環境調整課
大井町、松田町、山北町、	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (県小田原合同庁舎)
開成町、箱根町、真鶴町、	Tel (0465)32-8000 (代表) FAX (0465)32-8111
湯河原町	

8 変更届

- ・ 届出内容を変更しようとするときは、各記載例を参考に、あらかじめ届け出てください。
- ・ 提出部数は1部です。控えが必要な場合はコピーをご用意ください。

9 廃止届

- 保管用地を廃止したときは、各記載例を参考に、30日以内に届け出てください。
- 提出部数は1部です。控えが必要な場合はコピーをご用意ください。

10 注意事項

- ・ 自社産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第6条により、積替えを行う場合を除き、運搬途中で保管することが認められていません。積替えを行うため保管する場合は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていることや、搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないことなど、廃棄物処理法の処理基準(15~16ページ)を遵守することが義務付けられておりますので、保管に関する事項等につきましては所管の地域県政総合センターにご相談ください。
- ・ 保管用地の土地利用等については、関係法令(農地法、都市計画法、建築基準法ほか)に 適合している必要があります。

届出により、廃棄物処理法の基準の遵守や、関係法令の規制が免除されるものではありません。

・ 下請工事で発生した産業廃棄物は元請業者の廃棄物であり、下請負人が管理する保管場所 での保管はできません。下請工事で発生した産業廃棄物を運搬し、保管する業務を行う場合 は、産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)の許可が必要となります。

意義物処理法に基づく原始書の記載例

(6ページから9ページ)

こちらは、建設工事に伴って生じた産業廃棄物を300㎡以上の保管用地 に保管する場合の記載例です。それ以外の保管については、「条例に基づ く届出書等の記載例(10ページから13ページ)をご覧ください」

(特別管理産業廃棄物の場合も準用する)

様式第二号の四(廃棄物処理法第八条の二の四、第八条の二の七関係)

産業廃棄物事業場外保管届出書

平成27年10月1日

神奈川県知事 殿

届出者

住 所 □□市××O - O

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 045-210-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び図面を添えて届け出ます。 第12条第3項前段の規定により、関係書類第12条第4項

I I	所	在	地	□□市○○△番地
保 管 の	面		積	350 m²
 場 所	保管する	産業廃棄物	の種類	木くず、がれき類、廃プラスチック類
に 関		ための保管	* *	70 m³
する事項	行 う (保管を 規則第1	いて容器を 保 管 の 行う場合に 条の6の規 のうち最高	有 無 あっては 定の例に	有 高さ2m
/	保管開	始年月	日	平成27年11月1日

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

(特別管理産業廃棄物の場合も準用する)

様式第二号の五(第八条の二の五関係)

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

平成27年10月1日

神奈川県知事 殿

届出者

住 所 □□市××○ - ○ 氏 名 ○○株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 045-210-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	保管する産業廃棄物の種類 木くず、がれき類、廃プラス チック類	木くず、がれき類、廃プラスチック類、金 属くず
変 更 の 理 由	業務拡大のため	
変更予定年月日	平成27年11月1日	

(日本工業規格 A列4番)

(特別管理産業廃棄物の場合も準用する)

様式第二号の六(第八条の二の六関係)

	産業廃棄物事業場外保管廃止届出書
	平成27年10月15日
神奈川県知事 殿	
	届出者
	住 所 □□市××○ - ○ 氏 タ ○○世士◆社
	氏名 〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
	1 (表現神代) () 電話番号 045-210-1111
	関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管を及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により
保管場所の所在地	□□市○○△番地
廃 止 の 理 由	廃業のため
廃 止 年 月 日	平成27年10月1日
	(日本工業規格 A列4番)

第例に基づく<u>簡単</u>の記憶例

(10ページから13ページ)

記 載 例

第1号様式(第1条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

産業廃棄物保管場所届出書

平成27年10月1日

神奈川県知事殿

住所 ロロ市××O - O 氏名 OO株式会社 代表取締役 OO OO 電話番号 045-210-1111

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

保	所		在			地	□□市○○△番地
管用地の	面					積	100 m²
所在地		者の氏名 名称及て				C	□□ □□ 電話番号 045-×××△△△△
等		者の住所 主たる事					
産	業廃	棄物の	種	類 及	び数	量	・木くず、がれき類、廃プラスチック類・70㎡(又は28トン)
産	業 廃	棄 物(の 保	~~~	の方	法	・地面はコンクリート舗装、周囲は2mの囲いを設置 ・コンテナ
産	業 廃	棄物(か 処	旦理	の計	画	搬入 頻度 1回/日 量 10㎡/回(又は4t/回) 時間帯 9:00~16:00 搬出 頻度 1回/週 量 70㎡/回(又は28t/回) 時間帯 9:00~16:00 搬出先 (株)〇〇 (株)△△ (有) □□
保	管	開	<u>—</u> 始	年	月	日	平成27年10月7日
保	管	終	了	年	月	日	平成27年11月6日 (常時使用)

備考 「数量」とは、保管しようとする数量をいいます。

第2号様式(第3条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

産業廃棄物保管場所変更届出書

平成27年10月1日

神奈川県知事殿

住所 ロロ市××O - O 氏名 OO株式会社 代表取締役 OO OO 電話番号 045-210-1111

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

D(*)	C 40)	/Ш()Щ	<i>5</i> / 0	
変	更	年 月	日	平成27年10月20日
変	更	事	項	産業廃棄物の処理の計画
変	更	内	容	変 更 前 変 更 後
変	更	理	由	業務拡大のため

- 備考 次に掲げる書類のうち、変更事項に係るものを添付してください。
 - (1) 保管用地の登記事項証明書
 - (2) 保管用地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の使用の権原を証する書類の写し
 - (3) 保管用地の位置図
 - (4) 産業廃棄物を保管しようとする事業場の施設の配置図

記 載 例

第3号様式(第4条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

産業廃棄物保管場所廃止届出書

平成27年10月23日

神奈川県知事殿

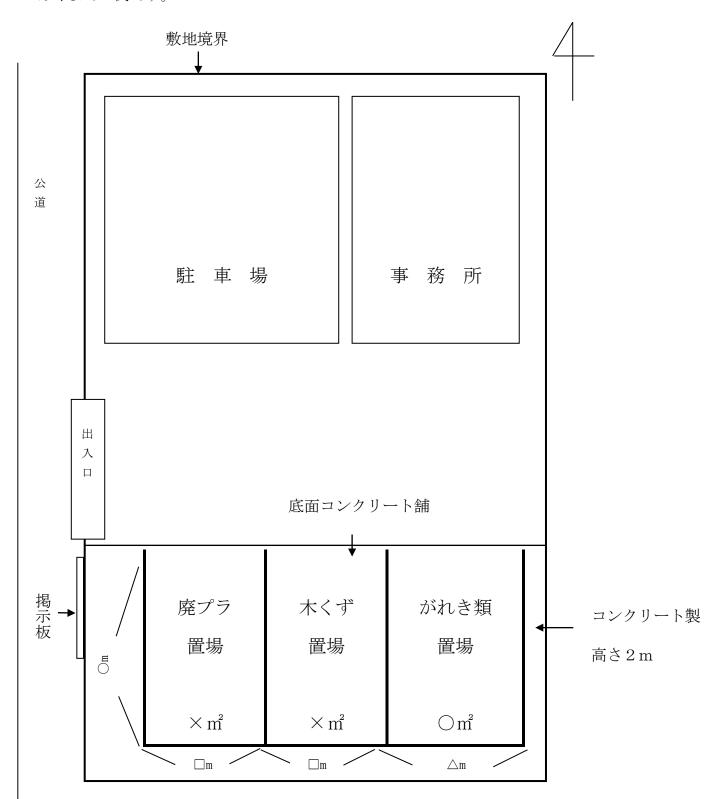
住所 **口口市××〇 - 〇** 氏名 **〇〇株式会社 代表取締役 ○〇 ○〇 電話番号** 045-210-1111

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

保管用地の所在地					□□市○○△番地
廃	止	年	月	日	平成27年10月1日
廃	止	Ø	理	由	廃業のため

産業廃棄物を保管しようとする事業場の施設の配置図記載例

* あくまで一例です。



* 囲いを設置しない場合は、建物(保管のための建物を除く)の 1 階部分床面積、 敷地面積が分かるよう記載してください。

(事務所:○○m² 敷地面積 ××m²等)

参考1 処理基準一覧表

自社産業廃棄物を保管するための基準

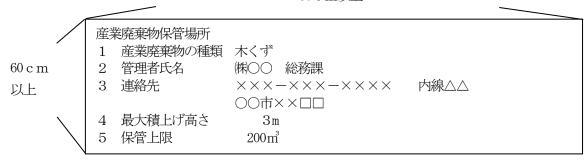
- 自社産業廃棄物は、積替えを行う場合を除き、運搬途中で保管することは認められていません。
- 自社産業廃棄物の積替え保管を行う場合、廃棄物処理法により、以下の基準を遵守することが義務付けられています。

産業廃棄物処理基準

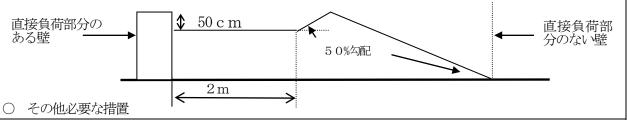
- ① あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ② 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ③ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ④ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
- ⑤ 見やすい場所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所であること等を表示した掲示板(縦横) 60cm以上)が設けられていること。石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。

【掲示板の作成例】

60 c m以上



- ⑥ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の 汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこ と。
 - 屋外において容器を用いずに産業廃棄物保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物の高さが次の高さを超えないようにすること。
 - ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。
 - ・ 廃棄物が囲いに接する場合(直接負荷部分のある壁)は、囲いの内側2mは囲いの高さより50 cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下。



- ⑦ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑧ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、 仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑨ 保管する産業廃棄物の数量が、その保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる 数量を超えないようにすること(ただし、船舶を用いて運搬する場合、 船舶の積載量がこの保管上限を上回る とき、使用済自動車等を保管する場合を除く。)。

(以上、廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号)

参考2 処理基準一覧表

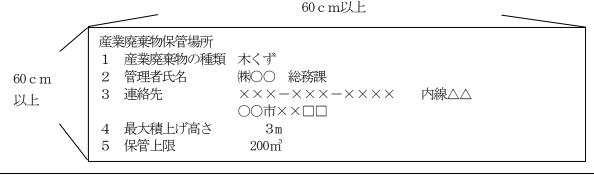
自社産業廃棄物の処分のための保管の基準

■ 自社産業廃棄物を処分(中間処理)するために保管を行う場合、廃棄物処理法により、 以下の基準を遵守することが義務付けられています。

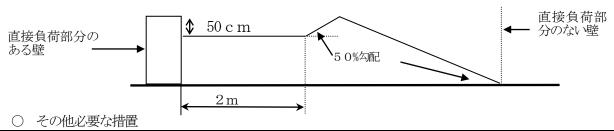
産業廃棄物処理基準(処分(中間処理)のための保管)

- ① 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
- ② 見やすい場所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所であること等を表示した掲示板(縦横) 60cm以上)が設けられていること。石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。

【掲示板の作成例】



- ③ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の 汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこ と。
 - 屋外において容器を用いずに産業廃棄物保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物の高さが次の高さを超えないようにすること。
 - ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。
 - ・ 廃棄物が囲いに接する場合(直接負荷部分のある壁)は、囲いの内側2mは囲いの高さより50 cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下。



- ④ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑤ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、 仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑥ 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を 乗じて得られる数量(施行規則で定める場合にあっては、施行規則で定める数量)を超えないようにすること。

(以上、廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号)